

制度の概要

介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等（令和5年介護保険法改正事項）

- 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

（参考）令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、より正確な経営実態等の把握に向けて、より適切な実態把握のための方策を引き続き検討していくべきとされている。

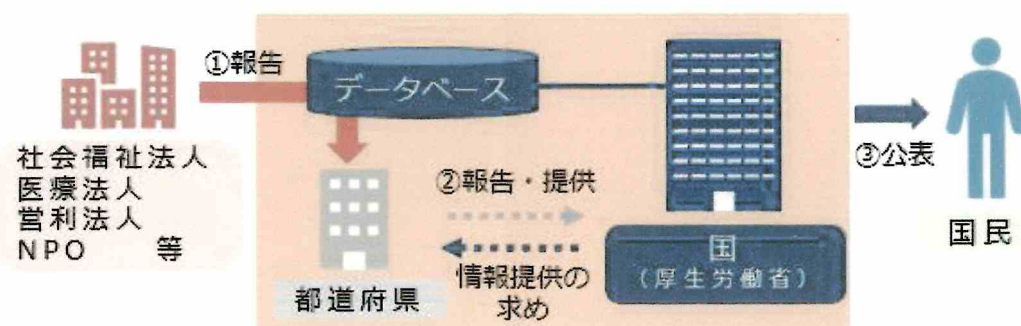
- このため、①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。【施行日：令和6年4月1日】

【データベースの概要】

- ・ 対象：原則、全ての介護サービス事業者
- ・ 収集する情報：介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
※ 収集する内容は省令以下で規定
- ・ 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表

※ 上記のデータベースの整備のほか、利用者の介護サービス事業者の選択に資するよう、介護サービス情報公表制度についても併せて見直しを行い、介護サービス事業者に対し財務状況の公表を義務付ける等の対応を行う。

<データベースの運用イメージ>



- ① 介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ② 都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③ 厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析、結果の公表。

制度の概要

報告対象となる介護サービス事業者

- 原則、全ての介護サービス事業者が報告対象。
- ただし、小規模事業者等に配慮する観点から、事業所・施設の全てが以下のいずれかに当てはまる介護サービス事業者は報告対象から除外する。
 - ① 過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの
 - ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの

介護サービス事業者から都道府県知事への報告方法

- 1)事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- 2)事業所・施設の収益及び費用の内容
- 3)事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- 4)その他必要な事項

※ 報告除外対象の事業所・施設(上記①・②)とそれ以外の事業所・施設を運営している場合、①・②を除く事業所・施設の報告を求める。

上記の他、任意項目として「職種別の給与(給料・賞与)及びその人数」を求める(通知事項)。

介護サービス事業者から都道府県知事への報告方法

- 報告期限
毎会計年度終了後3月以内
※ 初回に限り、令和6年度内に提出で可(附則により措置)
- 報告手段
電磁的方法を利用して自ら及び都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法
その他の適切な方法

厚生労働大臣が都道府県知事に求めることができる情報

- 介護サービス事業者経営情報
(※ 事業者から報告を求める項目の1)～4)の情報)
- その他必要な事項

都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供方法

電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法

制度の概要

報告を求める項目

- 1)事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- 2)事業所・施設の収益及び費用の内容
- 3)事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- 4)その他必要な事項

※ 左記の他、任意項目として「職種別の給与(給料・賞与)」を報告。

必須項目

- 1)事業所・施設の名称、経営主体等の基本情報
- 2)事業所・施設の収益及び費用の内容
【主な報告項目】
(収益)介護事業収益
(費用)給与費、業務委託費、減価償却費、水道光熱費 等
- 3)事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
・常勤／非常勤に分けて、職種別人員数を報告。
・職種については、介護事業経営実態調査において報告を求めている
ものと同じ区分で報告。
(例)医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚
士、生活相談員・支援相談員、調理員、栄養士、事務職員
- 4)その他の必要な事項
①複数の介護サービス事業の有無
②介護サービス事業以外の事業(医療・障害福祉サービス)の有無

任意項目

- 2)事業所・施設の収益及び費用の内容
【主な報告項目】
(収益)サービス別の介護事業収益、介護事業外収益 等
(費用)役員報酬、給食委託費、車両費、材料費 等
- 3)事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
・常勤／非常勤に分けて、給与・賞与別の金額を報告。
- 4)その他の必要な事項
①医療における事業収益
②医療における延べ在院者数
③医療における外来患者数
④障害福祉サービスにおける事業収益
⑤障害福祉サービスにおける延べ利用者数

制度の概要

- 報告は毎会計年度終了後、3月以内に行うものとしております。
※令和6年度内に実施されるべき報告(令和6年3月31日から同年12月31日までに会計年度が終了する報告)に限り、報告期限を令和6年度末としています。
(介護保険法施行規則の一部を改正する省令附則第2項)

		令和6年度												令和7年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
事業所A 会計年度 4～3月	届出期間	令和5年4月～令和6年3月分												令和6年4月～令和7年3月分											
	会計年度	←												→											
事業所B 会計年度 10月～9月	届出期間	令和5年10月～令和6年9月分												令和6年10月～令和7年9月分											
	会計年度	←												→											
事業所C 会計年度 2～1月	届出期間	令和6年2月～令和7年1月分												令和7年2月～令和8年1月分											
	会計年度	←												→											

※上図 事業所Cのように決算期末が令和7年1月の場合、原則どおり、決算終了後3ヶ月以内(令和7年4月まで)の報告となります(令和6年度末までに報告する必要はありません)。